

記憶遺産登録のプロセス

- ・ユネスコ記憶遺産の申請は、1回につき、1国2件という審査制限があるため、我が国からの申請物件を選定するため、日本ユネスコ国内委員会が国内公募を実施する。(複数国による共同提案は、この2件にはカウントしない。)
- ・日本ユネスコ国内委員会文化小委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会の審議において、我が国からの申請物件(2件以内)に選定された物件の申請者は、締切までにユネスコへ申請する。(締切は偶数年3月末。例)2016年3月31日)
- ・ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会(IAC)の審査を経て、最終的にユネスコ事務局長が登録の可否を決定する。
- ・なお、国内公募によらないユネスコへの申請がなされたことにより、我が国からの申請が3件以上となった場合は、国内公募により選定された物件が優先される。

